# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認函館地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

## 函館国民年金 事案 280

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から同年6月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から同年6月まで

年金記録が郵送されてきて、申立期間が未納であることに気が付いた。 当時、国民年金保険料は郵送されてきた納付書を使い、郵便局などで 納付していた。だいぶ前のことなので領収書等は無く、保険料額も覚え ていないが、5か月分が未納となっているのはおかしい。

保険料納付が遅れたこともあったが、未納にすると督促が来ており、 必ず納付していた。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料納付に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の納付記録からは、申立期間当時、保険料納付が滞っていた状況が見受けられるものの、遅れても必ず納付していたという申立人の供述どおり、過年度納付により未納期間の解消に努めていたことも確認できるなど、申立期間の5か月間のみを納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 函館厚生年金 事案 254

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日を昭和41年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月28日から同年5月15日まで

② 昭和41年5月26日から同年9月26日まで

私は、高等学校を卒業後、A社に入社し、その後、昭和 41 年 10 月に 別の会社に就職する直前まで勤務していた。

年金記録を確認したところ、私のA社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和41年5月15日から同年5月26日までの1か月間とされているが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は当該期間において継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、給与及び社会保険関係を担当していたとする元従業員も、「申立人が入社し、その後転職のため退職したような記憶がある。昭和41年5月に被保険者資格を喪失させる理由は無く、申立期間②の厚生年金保険料も給与から控除していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人と同じ高等学校を卒業し、当該事業所に同期入社したとする複数の同僚は、「申立人も私も工場での業務に従事していた。申立人は申立期間②において勤務しており、記録されている資格喪失日の頃

に退職したという事実も無く、雇用形態の変更等も無かった。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社における昭和 41年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得な い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事 務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連 資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、雇用保険記録の被保険者記録及び同僚の供述 から判断すると、申立人が申立期間①において、A社に勤務していたこ とが認められる。

しかしながら、事業主に照会したところ、「当時の資料は残っておらず、 当時の状況は不明である。」と回答しており、申立期間①における申立人 の厚生年金保険の加入状況や保険料控除については確認できない。

また、前述の給与及び社会保険担当者は、「申立期間①当時、入社してもすぐに退職する従業員が多かったため、試用期間を設けており、すぐには厚生年金保険に加入させていなかったので、保険料控除を開始したのも昭和41年5月からだと思う。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同じ高等学校を卒業し、当該事業所に同期入社したとする同僚を含む28人については、入社当初、申立人と同じ昭和41年5月15日付けで被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、これらの同僚に照会したものの、回答を得られた者からは、 申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる供述や資料は得られない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、 申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及 び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。